

■平成24年度一般会計及び各特別会計予算を可決
 ■乳幼児医療費助成制度の対象範囲(満15歳まで)を拡大
 ■総合交流ターミナル施設(ゆつたりかん)指定管理者が決まる

条例の制定

▼小平町債権管理条例の制定

・小平町の債権管理に関する事務処理について、全庁的な手続きの明確化・統一化を図るとともに、特別な事情により、将来にわたり徴収困難な債権の整理等も含め、公正かつ円滑な債権管理を行うことを目的として制定されました。

条例の一部改正

▼乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正

・平成24年4月1日から新たな子育て支援対策として、乳幼児医療費助成制度の対象範囲を満15歳(中学生)まで拡大し、保護者の医療負担軽減が図られることとなりました。

平成24年4月1日からの乳幼児医療費助成制度

区分		年齢	0～2歳	3～6歳 (就学前)	7～12歳 (小学生)	13～15歳 (中学生)
改正前	市町村民税 非課税世帯		初診時一部負担金のみ (医科580円、歯科510円)		・通院は助成対象外 ・入院のみ初診時一部負担金	助成対象外
	市町村民税 課税世帯		総医療費の1割負担		・通院は助成対象外 ・入院のみ総医療費の1割負担	
改正後	市町村民税 非課税世帯		これまでと同じ		入・通院とも初診時一部負担金のみ	
	市町村民税 課税世帯				入・通院とも総医療費の1割負担	

▼小平町課設置条例の一部改正

・地方分権が進み、処理事務量が増加する中、町が抱える懸案事項への対処、町政の総合的な推進を効率的かつ計画的に取り進めるため、これまで総務課内に設置されていた「企画室」を「企画振興課」として新設し、機能の拡充を図りました。

▼小平町税条例の一部改正

・東日本大震災の復興に関する臨時特例法の公布に伴い、地方公共団体が緊急に実施する防災施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から10年間、臨時措置として市町村民税均等割を500円増額(道府県民税均等割と合わせて実質1000円の増額)することなどの改正を行いました。

▼小平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

・外国人登録法の廃止に

より、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となつたことから、外国人住民に対して住民票の発行が行えるよう所要の改正を行いました。

▼小平町高齢者グループハウス設置及び管理に関する条例の一部改正

・平成24年4月1日から、より地域に密着した施設として生活しやすい環境を整えていくために、入居者が食事への支援を希望する場合、調理又配食への支援を行うサービスの拡充が図られることとなりました。

▼小平町特別会計条例の一部改正

・総合交流ターミナル施設(ゆつたりかん)の運営を直営から指定管理者へ移行することに伴い、「小平町総合交流ターミナル施設特別会計」が廃止されました。

▼小平町スポーツ振興審議会設置条例及び小平町体育指導委員設置条例の一部改正

・昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全面改正され、新たにスポーツ基本法が公布されたことに伴い、「小平町スポーツ振興審議会」を「小平町スポーツ推進委員会」に、「小平町体育指導委員」を「小平町スポーツ推進委員」に名称を変更しました。

▼小平町介護保険条例の一部改正

・平成24年度からの第5期介護保険事業計画(期間3年間)における介護保険料が定められ、保険

